

項目	分析方法	基準値
一般細菌	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）	100 個/mL 以下
大腸菌		検出されないこと
カドミウム及びその化合物		0.003mg/L 以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/L 以下
セレン及びその化合物		0.01mg/L 以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L 以下
ヒ素及びその化合物		0.01mg/L 以下
六価クロム化合物		0.02mg/L 以下
亜硝酸態窒素		0.04mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L 以下
フッ素及びその化合物		0.8mg/L 以下
ホウ素及びその化合物		1mg/L 以下
四塩化炭素		0.002mg/L 以下
1,4-ジオキサン		0.05mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L 以下

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)		0.00005mg/L 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下
鉄及びその化合物		0.3 mg/L 以下
マンガン及びその化合物		0.05mg/L 以下
塩化物イオン		200mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		300mg/L 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3mg/L 以下
pH 値		5.8 以上 8.6 以下
味		異常でないこと
臭気		異常でないこと
色度		5 度以下
濁度		2 度以下
ヒ素	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)の別表に定める方法	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下
トリクロロエチレン		0.01mg/L 以下